

建 替 え 時 の 防 音 工 事  
助 成 制 度 の ご 案 内

公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団

## <建替え時の防音工事（併行防音工事）の対象となる住宅について>

既に防音工事を実施した住宅の老朽化に伴う改築を行う際に、次のすべてに該当する場合に助成対象となります。

- ① 助成金交付申請日において、防音工事済住宅が建築後、大蔵省令に定める耐用年数(木造の場合22年)を経過している場合。
- ② 助成金交付申請日において、防音工事済住宅の防音工事完成検査の日から10年を経過している場合。
- ③ 防音工事済住宅と、同一敷地内であって、当該住宅の老朽化が著しいと認められた場合。

※1 成田国際空港株式会社及び関係市町の再助成対象を除く。

※2 アパート、社宅等専ら所有者及びその親族以外の者の居住の用以外に供している住宅を除く。

## <工事の概要について>

防音工事の工法(基準・仕様)は初回防音工事と同様ですが、建替え時の防音工事(併行防音工事)は、

- ① 改築工事に併せて行う防音工事であること
- ② 空気調和機器は、基本的に既設の機器を継続して使用することから、助成の対象となる工事内容が以下のとおりになります。

### **本体工事**

住宅の開口部(窓、掃き出し、出入口)の建具に防音アルミサッシ等を使用し、財団で定めた基準に基づく防音工事を行います。

※1 浴室、便所、納戸、台所等は防音工事の対象外となります。

※2 開口部及び壁、天井につきましては、Lden66デシベル以上区域、Lden62デシベル以上Lden66デシベル未満区域、Lden62デシベル未満区域で工法が異なります。

### **空調工事**

空気調和機器(冷暖房機、換気扇)を移設する工事を行います。

## <助成及び自己負担について>

建替え時の防音工事(併行防音工事)に要する費用は、共生財団で定めた限度額の範囲で助成します。

また、初回防音工事でご負担いただいた割合(0%~20%)の金額を自己負担していただきます。

ただし、初回防音工事後に住宅の所有者等が変更となっている場合は、ご負担いただく割合も変更となる場合があります。

なお、住宅の所有者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている場合は、工事額が限度額以内であれば自己負担はありません。

詳しくは、お問い合わせください。

## <申込みから助成金給付までの手続きについて>

### **(1) 工事の申込み**

「民家防音工事認定申請書」に必要事項を記入して押印の上、市役所又は町役場の担当課に提出してください。

※ 「民家防音工事認定申請書」は、市役所又は町役場の担当課にありますので、印鑑をご持参いただければ、その場で申請できます。また、共生財団ホームページからも「民家防音工事認定申請書」をダウンロードできます。

### **(2) 工事の認定**

市役所又は町役場経由で提出された「民家防音工事認定申請書」について、共生財団にて書類審査及び現地調査を実施の上、「民家防音工事認定書」を貴方に送付いたします。

※ 現地調査については、事前に電話にて調査日を相談させていただきます。

### **(3) 助成金の交付申請**

「民家防音工事認定書」を受領されましたら、ご希望の設計監理業者と防音工事に関する業務について委託契約を結んでいただきます。

その設計監理業者が貴方に代わって「助成金交付申請書」を提出します。

※ 工事内容等について、設計監理業者と十分協議してください。

### **(4) 助成金の交付決定**

共生財団は「助成金交付申請書」を審査し、「助成金交付決定通知書」を貴方に送付します。

### **(5) 工事の契約**

「助成金交付決定通知書」を受領されましたら、ご希望の工事施工業者と工事請負契約を結んでいただき、工事に着手してください。

### **(6) 完成検査及び助成金の確定**

工事完成後、共生財団の職員が工事施工業者等立会いの上、完成検査を行います。完成検査後は、設計監理業者を通して「民家防音工事助成事業実績報告書」を提出していただき、共生財団より「民家防音工事助成金額確定通知書」を貴方に送付いたします。

### **(7) 助成金の給付申請等**

「民家防音工事助成金額確定通知書」を受領されましたら、助成金受領に関する手続きを設計監理業者及び工事施工業者に委任し、「民家防音工事助成金給付申請書」を共生財団に提出してください。

助成金は共生財団から設計監理業者及び工事施工業者に直接支払います。

なお、自己負担金は、業者に直接お支払いくださるようお願いいたします。

## ＜共生財団の助成制度への申込みにあたっての留意事項＞

1. 防音工事は、助成金交付決定後に工事内容等の変更がないようお願いいたします。  
なお、設計後もしくは工事着工後に中止する場合は、これまでに要したすべての経費を負担していただく場合もありますので、設計等の時点で十分検討願います。
2. 共生財団で助成した防音工事により、住宅に附加されたもの及び空気調和機器等は、貴方の所有となりますが、共生財団の承認を受けずに譲渡したり、交換、貸付け又は担保に供したり、目的外に使用することはできません。
3. 将来、住宅を他者に譲渡する場合は、本防音工事により住宅に附加されたもの及び空気調和機器等を住宅の譲受者にお引き渡してください。

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

### ＜連絡先＞

- |                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| ◇ 公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団          | 事業部事業課          |
| 〒286-0033 成田市花崎町 750 番地 1      | 電話 0476-20-1778 |
| ◇ 成田市役所 空港部空港対策課               |                 |
| 〒286-8585 成田市花崎町 760 番地        | 電話 0476-20-1521 |
| ◇ 富里市役所 総務部企画課                 |                 |
| 〒286-0292 富里市七栄 652 番地 1       | 電話 0476-93-1111 |
| ◇ 山武市役所 空港みらい対策室（IT 保健福祉センター内） |                 |
| 〒289-1593 山武市松尾町五反田 3012 番地    | 電話 0479-80-7115 |
| ◇ 芝山町役場 総務課空港地域振興係             |                 |
| 〒289-1692 芝山町小池 992 番地         | 電話 0479-77-3906 |
| ◇ 多古町役場 企画空港政策課空港地域振興係         |                 |
| 〒289-2292 多古町多古 584 番地         | 電話 0479-76-5409 |
| ◇ 横芝光町役場 企画財政課空港・地域振興室         |                 |
| 〒289-1793 横芝光町宮川 11902 番地      | 電話 0479-84-1279 |